

広島県告示第百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年六月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和二年二月二十日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 前之浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域
(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 福山市藤江町の国土地理院四等三角点「小草山」（北緯三四度二五分一一秒五六二八、東経一三三度一七分一一秒一五九八、標高一一〇・二八メートル）
基点一 基準点から一七二度五五分五三秒の方向一三〇七・一七メートルの点
基点二 基点一から一五七度四二分四二秒の方向六五・五三メートルの点
基点三 基点二から三四五度〇五分五五秒の方向九二・六〇メートルの点
基点四 基点三から二三度〇九分〇八秒の方向三九・一一メートルの点
基点五 基点四から六五度〇二分五七秒の方向二五・六二メートルの点

2 池浜港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域
(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 尾道市浦崎町の国土地理院三等三角点「浦崎」（北緯三四度二四分四一秒〇八五五、東経一三三度一六分三一秒一四二三、標高四二・〇七メートル）
基点一 基準点から三四〇度五〇分四二秒の方向五八九・五三メートルの点
基点二 基点一から二七五度〇六分四一秒の方向八一・一八メートルの点
基点三 基点二から五度二一分四八秒の方向九七・三九メートルの点
基点四 基点三から九五度一八分二一秒の方向八九・三七メートルの点
- 二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件
- 漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物